

# お知らせ

## 特定認可外保育施設入所児童保護者補助金を改定します

2017年度から、特定認可外保育施設入所児童保護者補助金を、児童1人につき月額1万5000円から2万円に改定します。

※申請書は保育所を通じて配布します。

※市内在住で、認証保育所(都内であれば市外の施設でも可)に月160時間以上の契約で子どもを預けている保護者の方

☎子ども総務課 ☎724・2551

申請を受け付けます

## 2017年度私立幼稚園等補助金

【就園奨励費・保護者補助金】

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園に通う場合は、手続き不要です。

※町田市に住民登録のある満3～5歳児及び就学猶予された園児を私立認可幼稚園に通園させている保護者 ※満3歳児の特別クラス(隔日・半日のクラス)等は、補助金の対象外です。

☎幼稚園で申請書の取りまとめをしている場合=申請書記入後、各幼稚園が定める期限までに各幼稚園へ。幼稚園で申請書の取りまとめをしていない場合=申請書記入後、幼稚園の在園証明を受けて7月7日までに子ども総務課(市庁舎2階)へ(郵送可)。

※各市民センターでは受け付けできません。

※期間終了後も受け付けますが、補助金の支給が遅れることがあります。

※申請書を配布していない市外の幼稚園等の場合は、子ども総務課へご連絡下さい。

※詳細は各幼稚園で配布のパンフレット、または町田市ホームページをご覧ください。

☎子ども総務課 ☎724・2551

調査協力者を募集します

## セミの鳴き声調査

お住まいの地域周辺などで、セミの鳴き声を聞いて種類ごとに記録していただける方を募集します。

※市内在住、在勤、在学の小学生以上の方

☎調査期間 7月1日(土)～10月15日(日)

☎定員 300人(申し込み順)

☎「セミの鳴き声調査」と書き、住所・氏名・電話番号を明記し、ハガキ、FAXまたはEメールで6月15日まで(必着)に(一財)まちだエコライフ推進公社(〒194-0036、木曾東2-1-1、FAX797・9881 semi@m-ecokosha.or.jp)へ。

☎【セミ・セミナー～なきごえ・ぬけがらがわかる!】

直接会場へおいで下さい。

☎6月28日(水)午後1時30分～4時30分(出入り自由)

☎場 市民協働おうえんルーム(市庁舎2階)

☎内 セミの鳴き声の聞き分け、ぬけがらの見分け方等



市HP

☎環境・自然共生課 ☎724・4391

屋外での活動にご注意下さい

## 光化学スモッグが発生しやすい時期です

東京都環境局ホームページで、Eメールアドレスを登録すると、光化学スモッグ注意報等の発令状況が配信されます。



☎環境保全課 ☎724・2711

開催します

## 教科用図書展示会

町田市教育委員会では、2018年度に市立小学校で使用する「特別の教科 道徳」の採択候補となる教科用図書の展示会を開催します。

教科用図書へのご意見等がありましたら、各会場の用紙にご記入下さい。採択の参考にします。

※直接会場へおいで下さい。

☎①②6月2日(金)～7月5日(水)③6月11日(日)、25日(日)、いずれも午前9時

～午後5時(①②は土・日曜日を除く)

☎場 ①教育センター2号館2階資料室・展示室②イベントスタジオ(市庁舎1階)③ワンストップロビー(市庁舎1階)

☎①教育センター ☎793・2481②③指導課 ☎724・2154

## 住宅の耐震化を応援します

【木造住宅の無料簡易耐震診断】

☎市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅を自らが所有し居住している方

☎住宅の建築年月日が確認できるもの(建築確認通知書等)の写しと住宅の図面の写しを持って、直接住宅課へ。

【木造住宅耐震相談会】

☎市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅を自らが所有し居住している方

☎7月6日(水)午後2時～4時

☎場 鶴川市民センター

☎木造住宅の無料簡易耐震診断と耐震化助成制度の説明、個別相談、申請の受け付け

☎定員 50人(申し込み順)

☎電話で住宅課へ。



☎住宅課 ☎724・4269

## 分譲マンション管理セミナー

☎分譲マンションの管理組合役員、区分所有者等

☎6月25日(日)午後1時30分～5時

☎場 市民協働おうえんルーム(市庁舎2階)

☎講演会「マンション管理会社の活用について～マンション管理委託契約のポイント」、個別相談会

☎講 一社)日本マンション管理士会連合会会長・親泊哲氏

☎定員 50人(申し込み順)

☎電話で住宅課(☎724・4269)へ。

## 町田リサイクル文化センター周辺大気中の

## ダイオキシン類測定結果をお知らせします

☎資源循環課 ☎797・9615

町田リサイクル文化センター周辺の大気中のダイオキシン類測定を実施しましたので、その結果をお知らせします。測定結果は、環境

基準に適合していました。 ※詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

主な測定地点	春季	夏季	秋季	冬季	年度平均	環境基準
小山田小学校	0.015	0.012	0.012	0.013	0.013	0.6
小山田中学校	0.012	0.013	0.014	0.014	0.013	
図師小学校	0.011	0.013	0.015	0.011	0.013	

測定日: 春季=2016年5月9日～16日/夏季=2016年8月18日～25日/秋季=2016年11月18日～25日/冬季=2017年2月1日～8日

## 平成29年度市民税・都民税のお知らせ

納税通知書を6月2日に発送します。65歳以上(4月1日時点)で公的年金の所得がある方の納税通知書は6月15日に発送します。

給与から差し引かれる方は、勤務先へ税額通知書を5月18日に発送しました。

【平成29年度市民税・都民税課税(非課税)証明書は次の日程で発行します】

①給与から差し引かれる方=5月18日以降

②個人で納付する額がある方=6月2日以降

③65歳以上(4月1日時点)で公的年金の所得がある方=6月15日以降

※①と②を併せて納付する方は6月2日以降、①、②により納付する方で③に該当される方は6月15日以降の発行になります。コンビニエンスストアでの自動交付サービスの手続きをすでに済ませている方は6月15日以降の自動交付が可能となります。

本人確認書類 (①は1点で、②は2点で、または②1点+③1点で確認)

①	運転免許証等官公署発行の免許証もしくは資格証明書(写真付き)、マイナンバーカード(写真付き)、旅券、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード(写真付き)、身体障害者手帳、療育手帳など
②	健康保険証、各種年金証書及び年金手帳、住民基本台帳カード(写真なし)、生活保護受給証明書、地方公共団体交付の敬老手帳、①の書類が更新中に交付される仮証明書や引換書類、本人宛納税通知書など
③	学生証、法人が発行した身分証明書、キャッシュカードなど

☎発行場所 市民課(市庁舎1階)、市民税課(市庁舎2階)、南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺・小山の各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、玉川学園・木曾山崎の各コミュニティセンター

☎費 1通につき300円

○本人確認書類をお持ち下さい

税務証明や閲覧の申請のために窓口に来庁する方は、本人確認書類(下表参照)をお持ち下さい。

本人に代わって請求する場合は委任状等の書面が必要です。代理で窓口に来庁する方も本人確認書類をお持ち下さい。



☎納税通知書については市民税課 市民税係・特別徴収係 ☎724・2114、2117、納付については納税課 ☎724・2121、証明書については市民税課諸税証明係 ☎724・2874

## 6月は蚊の発生防止強化月間です

Dengue熱やジカウイルス感染症など、蚊が媒介する感染症の発生を未然に防止するためには、水中に生息する幼虫(ボウフラ)を退治して蚊の発生を抑制するとともに、蚊に刺されないために家に侵入させない対策と外出時の対策を

とることが重要です。

※町田市保健所中町庁舎で、市民向けリーフレット「夏場の蚊対策」を配布していますので、ご利用下さい(町田市ホームページでダウンロードも可)。

☎生活衛生課 ☎722・7354

## 年金の住所変更はお済みですか

住所を変更した方は、年金も住所変更の届け出が必要です。手続きをしないと、「ねんきん定期便」等のお知らせが届かないことがあります。

住所変更の届け出先は次のとおりです。

○国民年金第1号加入中の方=手続き不要(日本年金機構からの通知が届かない場合は、保険年金課国民年金係へお問い合わせ下さい)

○厚生年金保険加入中の方=勤務している会社等

○国民年金第3号被保険者の方=配偶者が勤務している会社等

○年金受給者の方=日本年金機構に住民票コードが登録されている方は原則不要。ただし、日本年金機構に住民票コードが未登録、住民票の住所と違う場所にお住まいの場合、または成年後見を受けている方等は、届

け出が必要です。



詳細は、ねんきんダイヤルへお問い合わせ下さい(共済年金を受け取っている方は各共済組合へ)。

☎ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165(ナビダイヤル)、☎03・6700・1165、町田市保険年金課 ☎724・2127

【企業年金連合会からののお知らせ】

「厚生年金基金(企業年金)」とは、勤務先の会社が実施している年金制度の一つです。この制度のある会社を勤務10年未満で退職したことがある方は、制度への加入期間が1か月でも、企業年金連合会から年金を受け取れる可能性があります。

☎企業年金連合会 ☎0570・02・2666(ナビダイヤル)、☎03・5777・2666(受付時間=祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)